

## 狛江市におけるテレワーク環境の整備及び地域の活性化に関する覚書

狛江市と、株式会社小田急S Cディベロップメントとで締結された「狛江市と小田急S Cディベロップメントとの包括連携に関する協定書」（令和2（2020）年11月17日締結。以下「協定書」という。）に基づき、狛江市（以下「甲」という。）、株式会社小田急S Cディベロップメント（以下「乙」という。）及び株式会社麦酒企画（以下「丙」という。）の3者間において、市内のテレワーク環境の整備及び地域の活性化のために、次のとおり覚書（以下「本覚書」という。）を締結する。

### （目的）

第1条 本覚書は、甲、乙及び丙が、相互の連携と協力により、市内における豊かな市民生活の実現やにぎわいを創出するため、テレワーク環境の整備及び地域の活性化に資する取組を推進することを目的とする。

### （連携・協力分野）

第2条 甲、乙及び丙は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携し、協力をする。

- (1) 市内における働き方の多様化を推進するためのテレワーク環境の整備に関すること。
- (2) 創業意欲の喚起及び発掘に関すること。
- (3) 地域住民との交流等、市民活動の推進に関すること。
- (4) 農商業の振興に関すること。
- (5) その他地域の活性化に資すること。

### （具体的な取組内容）

第3条 前条各号に掲げる分野における具体的な取組内容について、次のとおり定める。

#### （1）甲

- ①市民への施設案内や、市民向け講座の実施等、テレワーク拠点の利活用に向けた支援を行う。
- ②丙が運営するテレワーク拠点で開催する行事等に関して、協力する。
- ③丙の取組に関して甲の広報紙等を用いた情報発信を行う。
- ④地域の活性化に資する取組を乙及び丙へ提案する。

#### （2）乙

- ①丙が運営するテレワーク拠点で開催する行事等に関して、協力する。

- ②丙の取組に関して乙が所有する媒体を用いた情報発信を行う。
- ③地域の活性化等に資する取組を甲及び丙へ提案する。

### (3) 丙

- ①丙が運営するテレワーク拠点において、市民が利用しやすい料金体系で施設を提供する等、市内におけるテレワークの普及促進を図る。
- ②丙自らが主催又は会場を提供することで市民向け講座を開催する等、市内の地域活性化に資する行事を行う。
- ③市内の生産者と連携し、地産地消に資する施策を推進する。
- ④地域の活性化等に資する取組を甲及び乙へ提案する。

2 前項の内容に変更が生じる場合、甲、乙及び丙で協議の上、内容の追加、変更又は廃止を行うものとする。

### (守秘義務)

第4条 甲、乙及び丙は、本覚書に基づく取組の検討及び実施により知り得た相手方の秘密情報を相手方の書面による承諾なしに、第三者に開示・漏えいしてはならない。

2 前項に定める義務は、本覚書終了後も存続するものとする。

### (有効期間)

第5条 本覚書の有効期間は、締結日から令和4（2022）年3月31日までとする。ただし、期間満了の1箇月前までに、甲、乙又は丙のいずれからも終了の申出がない場合は、更に1年間延長されるものとし、その後も同様とする。

2 前項によらず、協定書の有効期間が終了した場合、本覚書も失効するものとする。また乙丙間で令和2年（2020）年1月11日付締結した小田急マルシェ喜多見の定期建物賃貸借契約に基づき、同契約が終了した場合、本覚書も終了するものとする。

### (変更及び解除)

第6条 甲、乙又は丙のいずれかが、本覚書の内容変更又は本覚書の解除を申し出たときは、甲、乙及び丙で協議の上、本覚書の変更又は解除を行うものとする。

### (疑義の決定)

第7条 本覚書に定めのない事項又は本覚書に定める事項に関して疑義が生じた場合は、甲、乙及び丙で協議の上、決定するものとする。

本覚書の締結を証するため、本覚書3通を作成し、甲、乙及び丙は、記名押印の上、各1通を保有する。

令和3（2021）年4月2日

甲

東京都狛江市和泉本町一丁目1番5号

狛江

市

東京都狛江市長 松原 俊雄



乙

東京都新宿区西新宿一丁目8番3号

株式会社小田急SCディベロップメント

代表取締役 下岡 祥彦



丙

東京都杉並区荻窪五丁目23番6号

株式会社麦酒企画

代表取締役 柴 健宏

